



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年2月1日土曜日 第1427号外1

◇ 目 次 ◇

訓 令

参与設置規程の一部を改正する訓令..... 1

訓 令

○愛媛県訓令第1号

庁 中 一 般

参与設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年2月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**参与設置規程の一部を改正する訓令**

参与設置規程（昭和60年愛媛県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

参与等設置規程

第1条中「参与」の下に「及び特別参与（以下「参与等」という。）」を加える。

第2条の見出しを「（参与）」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 参与は、県行政について高い識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 参与は、知事の命を受けて第1項の事項を処理する。

第3条を次のように改める。

（特別参与）

**第3条** 県行政の重要課題について知事の特命事項を処理するため、特別参与を置く。

2 特別参与は、県行政に関し特別な功績があつた者のうちから、知事が委嘱する。

3 特別参与は、知事の命を受けて第1項の事項を処理する。

本則に次の2条を加える。

（身分）

**第4条** 参与等は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第3条第3項第3号の非常勤の特別職とする。

（細則）

**第5条** この訓令に定めるもののほか、参与等に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

